

介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報共有について

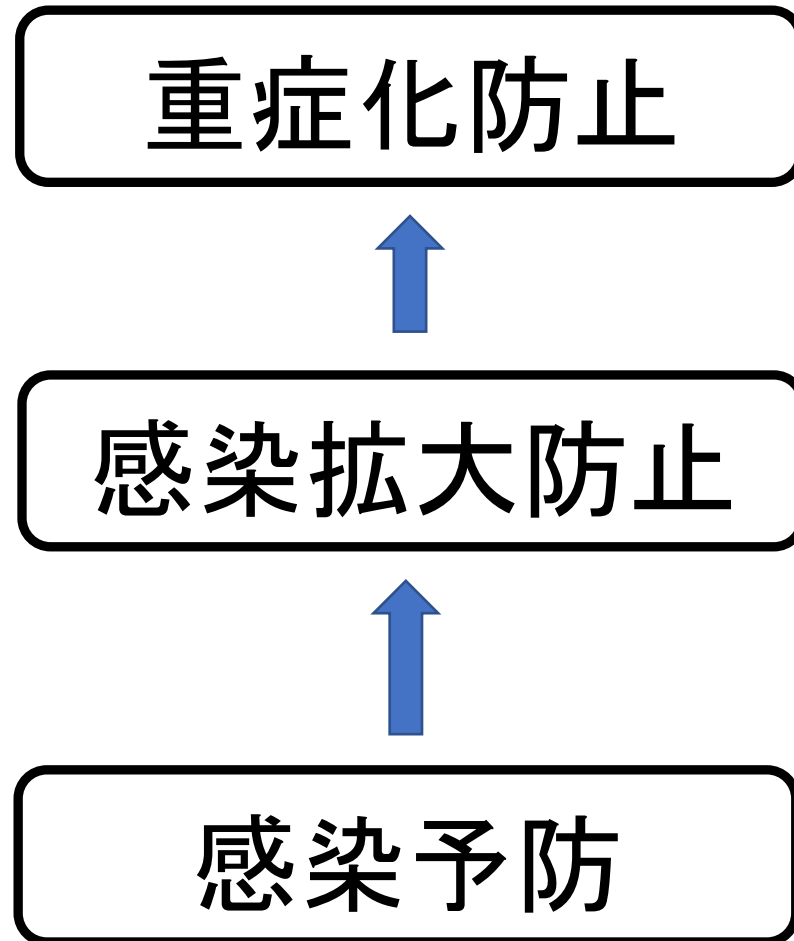
広島県北部厚生環境事務所

本日の説明内容

◆新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

◆介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報共有について

新型コロナウイルス対策の目的



◆新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

□発熱・風邪症状発症 2 日前から感染

□職員の健康管理への留意

□利用者に症状がある場合の対応

◆発熱や風邪症状の発症 2 日前から感染

【対策の参考資料】

- ・ 介護現場における感染対策の手引き
(厚生労働省 令和2年10月)
- ・ 介護職員のための感染対策マニュアル(施設系), (通所系), (訪問系)
- ・ 訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！(厚生労働省作成)
- ・ 社会福祉施設等における感染症対策について
(広島県ホームページ)
- ・ 厚生労働省からの通知 等

◆ 職員の健康管理への留意

- ・ 職員が、発熱や風邪症状がある場合に、無理して出勤することがないように、職場環境を整える。
- ・ 職員が体調不良であることを訴えやすく、体調不良者への周囲の対応が差別的とならないよう、日頃から相談しやすい雰囲気づくり
- ・ 日頃から職員が急に休んだ場合を想定した応援体制の検討 等

〔厚生労働省資料引用〕

◆利用者には症状がある場合の対応

- ・ 利用者には発熱が認められる場合
通所系の場合 ⇒ 利用を断る。
訪問系の場合 ⇒ 利用者には相談・受診を行うように説明。居宅介護支援事業所等と連携。
- ・ 利用者が、発熱や風邪症状になった場合は、介護サービスを提供していた職員の健康管理に留意

感染症発生時の情報共有の目的

◇新型コロナウイルスの感染事案
が発生した時



感染症事案に接点のない介護サービス
事業所の休業連鎖を防止する



◇要介護者の生活を守る

感染症発生への備え

- ◇保健所が実施する積極的疫学調査（濃厚接触者の特定調査）への協力
- ◇利用者の家族への連絡
- ◇担当の居宅介護支援事業所，関係介護サービス事業所，指定権者（県・市）等への連絡 等



〔混乱，問い合わせによる電話の不通の恐れ〕



- 各担当者を決めておく
- シミュレーションの実施
- 緊急用連絡手段の確保（電子メール，電話）

保健所の積極的疫学調査（１）

◇調査前に準備してもらうこと

- ・ 事業所の利用者・職員のリストの作成（電子データ：氏名，生年月日，年齢，住所，緊急連絡先電話番号）北部保健所のE-mail：fjnhoken@pref.hiroshima.lg.jp
- ・ 利用者・職員のバイタルサイン等の記録

◇濃厚接触者・接触者の決定，検査の実施

- ・ 濃厚接触者・接触者ともPCR検査を実施
- ・ 検査結果判明までは自宅待機
〔準備してもらうもの〕
- ・ 陽性者の行動履歴の確認，平面図によるフロアの状況，送迎の状況等の確認 等

保健所の積極的疫学調査（2）

◇濃厚接触者への対応

- ・保健所から濃厚接触者へ連絡を行うので、事業所から事前にその旨を連絡してください。
- ・濃厚接触者と判断した人には、患者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機を要請（この間に発熱等があれば、保健所へ連絡）

◇接触者への対応

- ・保健所から接触者へ連絡を行うので、事業所から事前にその旨を連絡してください。
- ・保健所から定期の健康観察の連絡（症状出現時は、保健所へ連絡）

◇必要に応じて、事業所等の消毒指導を行います。

迅速に情報共有するための準備

◇利用者が，他に利用している他の介護サービス事業所等や担当の居宅介護支援事業所の一覧表の作成

◇夜間・休日でも関係事業所等へ連絡できる体制づくり

◇発生に備えた役割分担， シミュレーション

関係介護サービス事業所等一覧表の例(1)

利用者名	担当の居宅介護支援事業所	A 訪問介護事業所	B 訪問介護事業所	C 訪問看護事業所	D 通所リハビリ事業所	E 短期入所介護事業所
利用者①	F 居宅介護支援事業所	○				
利用者②	F 居宅介護支援事業所					
利用者③	F 居宅介護支援事業所		○			○
利用者④	F 居宅介護支援事業所		○		○	
利用者⑤	G 居宅介護支援事業所					
利用者⑥	G 居宅介護支援事業所	○				○
利用者⑦	G 居宅介護支援事業所			○		○

関係介護サービス事業所等一覧表の例(2)

F 居宅介護支援事業所 (電話, F A X, 夜間・休日連絡先)

利用者①, 利用者②, 利用者③, 利用者④

A 訪問介護事業所 (電話, F A X, 夜間・休日連絡先)

利用者①, 利用者⑥

B 訪問介護事業所 (電話, F A X, 夜間・休日連絡先)

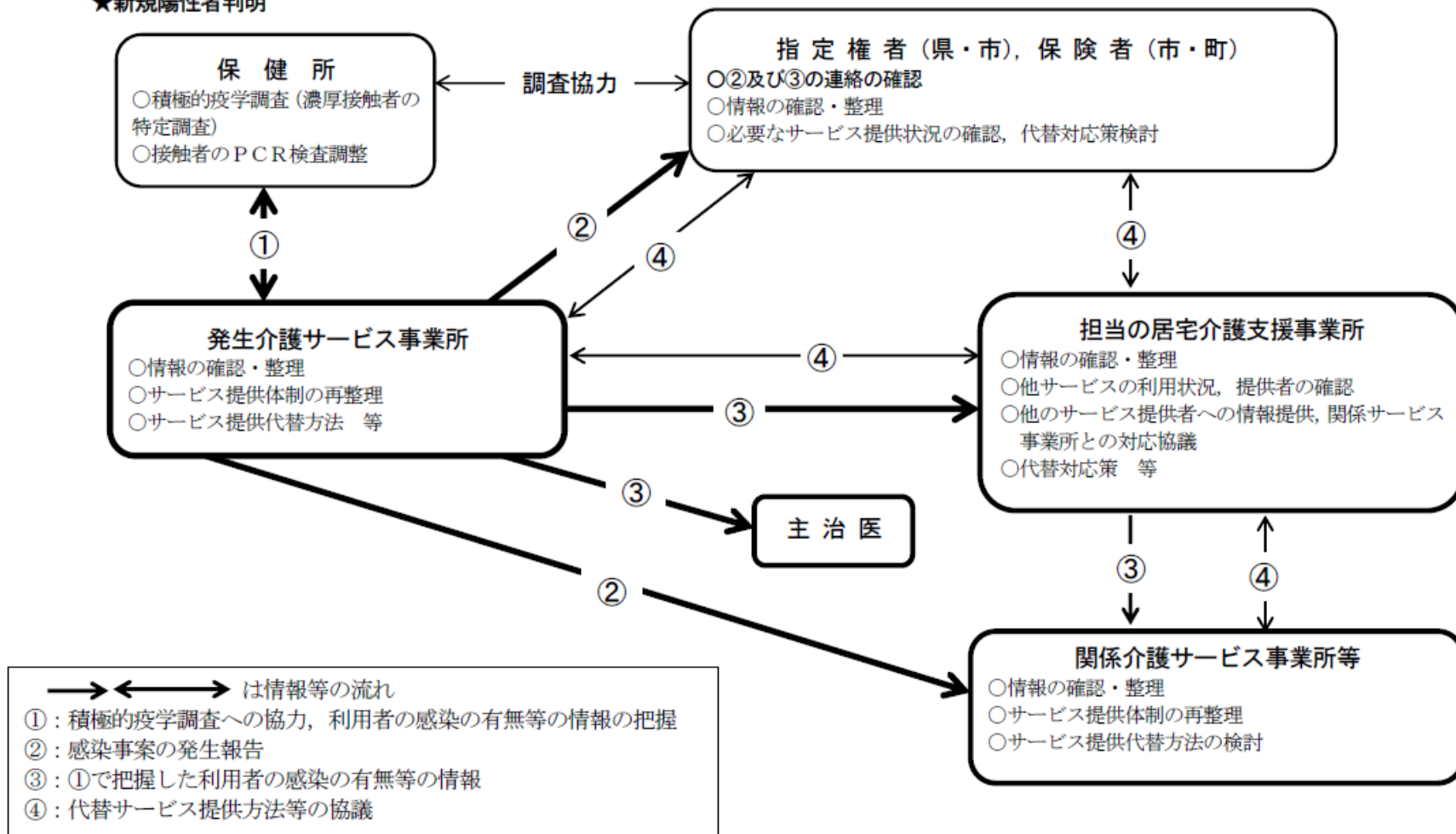
利用者③, 利用者④

感染事案発生時の連絡先一覧表の例

関係機関	電話番号	F A X	休日の連絡先	担当者名	備 考
県 北部保健所 保健課	0824-63-5181	0824-63-5190	0824-63-5181		
県 地域福祉課	082-228-2111	082-223-3572	082-228-2111		指定権者
県北部厚生環境 事務所 厚生課	0824-63-5181	0824-63-5190	0824-63-5181		指定権者
庄原市高齢者福 祉課	0824-73-1167	0824-75-0245	0824-73-1111		指定権者・ 保険者
A 訪問介護事業 所	0824-73-	0824-73-	0824-73-		
B 訪問介護事業 所	0824-73-	0824-73-	0824-73-		
F 居宅介護支援 事業所	0824-73-	0824-73-	0824-73-		
G 居宅介護支援 事業所	0824-73-	0824-73-	0824-73-		

介護サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報共有のフロー図

★新規陽性者判明



感染事案に接点のない事業所（発生介護サービス事業所及び居宅支援事業所から情報が入ってこない事業所）
 ○従前からの感染対策を講じた上で，サービスを提供

担当の居宅介護支援事業所から関係福祉サービス提供事業者への連絡の例

- □□介護サービス事業所で、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しました。
- □□介護サービス事業所の利用で、貴介護サービス事業所を利用している利用者は、〇〇さんと△△さんです。
- 〇〇さんは、濃厚接触者でしたが陰性でした。2週間、自宅で経過観察することになりました。この間の介護サービスの提供方法について、協議させていただきます。
- △△さんは、現時点では濃厚接触者にはなっていません。